

●香川県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年3月31日	香川井下病院ヘルパーステーション 観音寺市大野原町花稻1473番地1	医療法人社団 豊南会 観音寺市大野原町花稻818番地1	訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年3月31日	香川井下病院訪問看護ステーション 観音寺市大野原町花稻1473番地1	医療法人社団 豊南会 観音寺市大野原町花稻818番地1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
平成20年3月31日	善通寺市地域包括支援センター 善通寺市文京町2丁目1番4号	善通寺市 善通寺市文京町2丁目1番1号	地域包括支援センター
平成20年4月1日	富士サービス株式会社介護部門 綾歌郡宇多津町2643番地の3	富士サービス株式会社 綾歌郡宇多津町2643番地の3	訪問介護 訪問入浴介護